令和6年ハブ咬症注意報発令要領

1 趣旨

本県には、猛毒を有するハブが生息し、年間50人~60人のハブ咬症患者が発生している。

これまでのハブ対策の推進により、近年、ハブ咬症による死亡者は発生していないが、ハブ咬症患者の中には、未だ後遺症に悩まされる事例も多く、健康や日常生活に及ぼす影響は大きい。

このようなことに鑑み、広く県民、観光客等に対し、ハブ咬症についての注意を喚起し、ハブによる被害の未然防止を図る。

2 発令期間

令和6年5月1日~6月30日

3 広報活動

- (1) 県内の報道機関に対し、注意報発令の趣旨、ハブ咬症に関する情報等を 提供し、ハブ咬症防止について協力を要請する。
- (2) 県の機関や市町村、各種団体等に対して注意報発令を通知するとともに 各種広報媒体への掲載を依頼する等協力を呼びかける。
- (3) ハブ咬症注意報 別紙のとおり

令和6年ハブ咬症注意報

本県には、猛毒を有するハブが生息し、年間50人~60人のハブ咬症患者が発生しております。

気温が暖かくなるとハブの行動が活発になり、加えて農作業や行楽等で田畑 や山野への出入りが多くなるこの時期に、ハブ咬症被害も多く発生しております。

ハブによる咬症被害は、私たちの注意によって未然に防止することができます。

草刈りやネズミの駆除など敷地内の環境整備を行い、ハブが生息・侵入しに くい環境を整えましょう。

また、田畑や山野、草地等への出入りや夜間に歩行する際には十分に注意するよう心がけましょう。

もし、ハブに咬まれた場合は、激しい動きをしないで、身近な人に助けを求め、早急に医療機関で治療を受けましょう。

県では、令和6年5月1日から6月30日までの間、ハブ咬症注意報を発令し、 広く県民や観光客の皆さんがハブ咬症被害を未然に防止するよう呼びかけます。

令和6年5月1日

沖縄県保健医療介護部長 糸数 公